

硝酸性窒素等の暫定排水基準が引き下げられます

畜産業と排水基準

○特定事業場からを公共用水域（河川、湖沼、その他公共の用に供される水路等）へ排水する場合（雨水も含みます）、**「水質汚濁防止法」に基づく排水基準を満たす必要があります。**

○養豚では豚房の総面積が50平方メートル以上の場合、特定事業場として届出が必要になります。

硝酸性窒素等の暫定排水基準

○健康項目の一つである**硝酸性窒素等は全ての特定事業場で排水基準を満たす必要があります。**

○硝酸性窒素等の排水基準は100mg/Lですが、
畜産業には暫定排水基準が設定されており、

令和元年7月1日からは500mg/Lになります。

（改正前は600mg/L）

排水の測定・記録について

○水質汚濁防止法では、排出水の測定に加え、測定結果の記録・保存が義務付けられています（測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります）。

○排出口ごとに**月1回以上測定**、所定の様式により記録し、**3年間保存**してください（工場・事業場排水等自主管理要領）。

※測定は計量法の登録を受けた民間の分析事業者に依頼してください。

お問合せ先

○このリーフレットに関するお問い合わせは、

農政部畜産振興課 環境飼料担当 TEL 028-623-2350 FAX 028-623-2353

○水質汚濁防止法に関するお問い合わせは、

環境森林部環境保全課 水環境担当 TEL 028-623-3189 FAX 028-623-3138

又は、最寄りの環境森林(管理)事務所